

令和5年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金

住宅の質の向上を図るため、山形県住宅リフォーム支援事業費補助金を充てて、住宅リフォーム等工事をされる方に助成します。

◇補助一覧

※増築・リフォーム工事は6要件工事の該当が必須です。

□6要件工事	・新生活様式対応 ・バリアフリー化	・減災・部分補強 ・克雪化	・寒さ対策・断熱化 ・県産木材
□世帯要件	・新婚世帯 ・子育て世帯		

工事内容	補助金額
新築 (工事費600万円以上)	30万円
増築・リフォーム (工事費20万円以上)	補助率20% 限度額24万円
	補助率3分の1 限度額30万円

◇対象要件

- 市内の建築、建設業者と契約すること
- 令和6年2月9日まで工事完了報告書の提出ができること
- 補助対象経費が50万円以上の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点数が10点以上、補助対象経費が50万円未満の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点数が5点以上必要です。

＜ご注意＞ 必ずお読みください。

- ※交付決定前の工事請負契約・着工は補助の対象となりません。
- ※申請者、契約者、支払名義人は全て同一の方となります。
- ※補助の対象となる箇所全ての着工前・工事中・完了後の同じアングルで撮影した写真を必ず添付してください。
- ※貸家、店舗、作業小屋、庭造り、外構工事等は、補助の対象になりません。
- ※その他の補助金と併用する場合は、本補助金の対象工事費のみの見積書、契約書が必要です。

裏面に続きます

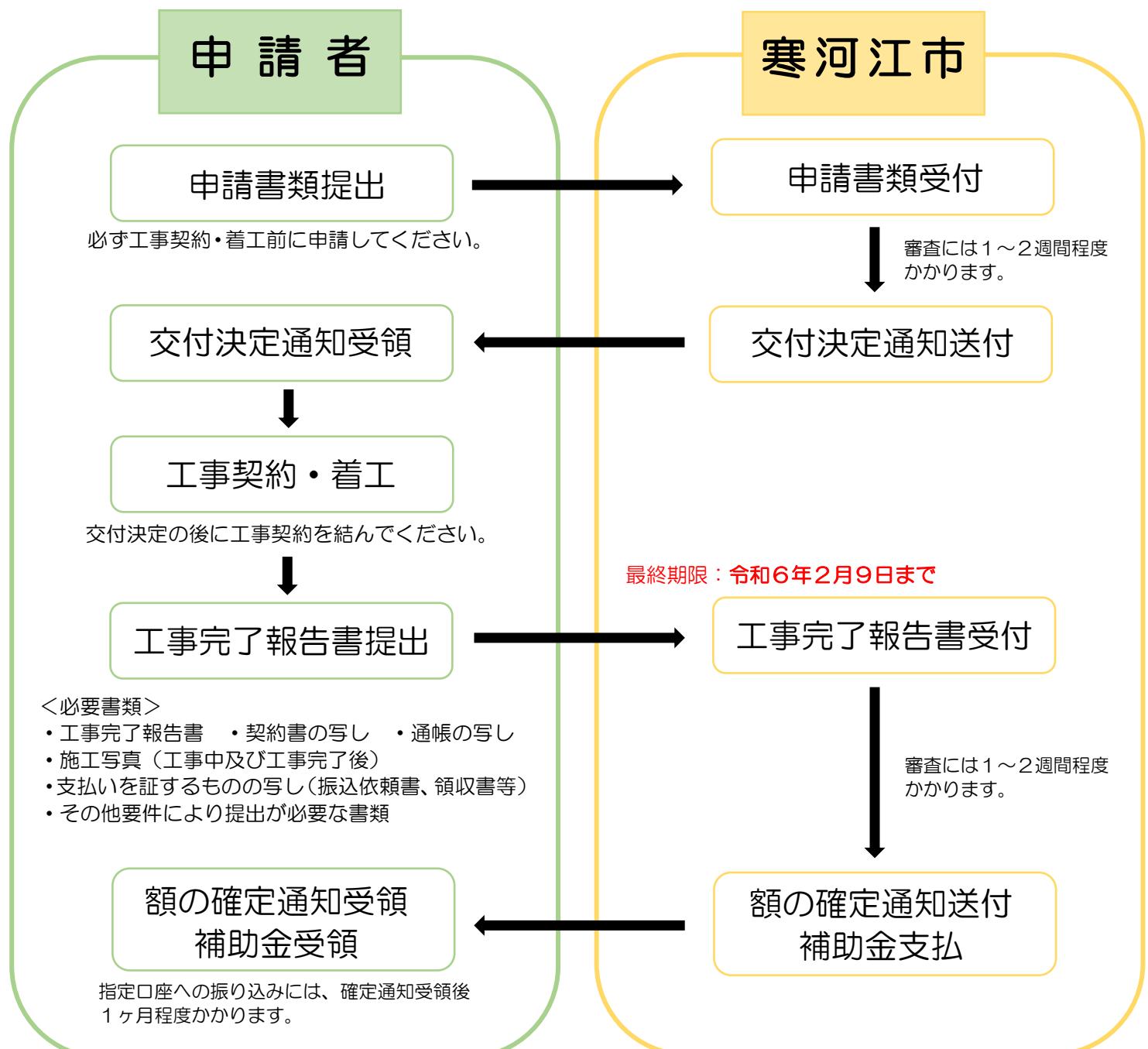


◇申請に必要なもの

- ・交付申請書
- ・見積書の写し
- ・着工前写真（別紙参照）
- ・位置図
- ・図面（工事箇所を記入すること）
- ・工事基準点算出表
- ・納税証明書（4～6月申請分は令和3年度、7～3月申請分は令和4年度）

※その他、要件によって書類を提出いただく場合があります。

◇手続きの流れ



○申込み・問い合わせ